

# 訪問購入のトラブルに注意を

市消費生活センターでは、「不用品を買い取ってもらはずだったのに、強引に貴金属を買い取られた。」といった訪問購入のトラブルについての相談が増えています。事業者が守らなければならないルールや、消費者を救済するためのルールを紹介します。

## 訪問購入のルール

### ●事業者の氏名などの明示義務

事業者は、訪問購入に先立って、会社名・購入目的であること・購入しようとする商品の種類を伝えなければなりません。

### ●適切な勧誘

事業者が突然訪問しての勧誘行為は禁止されています。また、消費者から査定依頼があった場合、査定を超えて勧誘することは禁止されています。

### ●再勧誘の禁止

一度、断った人に勧誘を続けたり、再度勧誘することは禁止されています。

### ●書面交付義務

事業者は、契約の申し込みを受けたときや契約を結んだときは、「契約内容」や「条件」などを記載した「書

面（電子書面を含む）」を契約者に交付しなければなりません。

### ●引き渡し拒絶の告知

書面の交付から8日以内は、物品の引き渡しを拒否できる旨を、消費者に告知しなければなりません。

### ●契約者・第三者への通知

事業者は、書面の交付から8日以内に物品を第三者へ引き渡す場合、契約者と第三者へ通知をしなければなりません。

### ●禁止行為

事業者は、虚偽の説明・故意に事実を告げない・消費者を脅す・契約をするまで帰らない行為などは禁止されています。



## アドバイス

◆勧誘を受ける気がないときは、きっぱりと断る

インターホンがある場合は、インターホン越しに会社名や訪問目的を確認しましょう。安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

◆承諾していない物品の売却を迫られたらきっぱりと断る

特に、貴金属の売却を迫られることが多いので気をつけましょう。

◆その場ですぐに契約しない

契約を急かすセールストークは要注意です。家族や知人に

相談しましょう。また、比較検討してから決めましょう。

◆契約するときは、必ず書面の交付を受ける

契約内容や条件を必ず確認しましょう。訪問購入は、書面交付の日から8日以内はクーリング・オフができます。

◆契約した後不安になったら、すぐに消費生活センターに相談

クーリング・オフ制度などの救済制度には期限があるため、早めに相談してください。

## 消費者救済のルール

### ◆クーリング・オフ

訪問購入については、契約に関する書面などを受け取った日から起算して8日以内は、無条件で、理由なく、一方的に契約を解除できる制度です。

### ◆引き渡しの拒絶

契約者は、クーリング・オフ期間内は、契約対象の物品の引渡しを拒むことができます。

### ●消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午  
午後1時～4時半  
市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

### ●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日  
午前10時～午後4時

☎1888（局番なし）

### ●問い合わせ先

生活安全課生活安全担当  
☎(580)1897